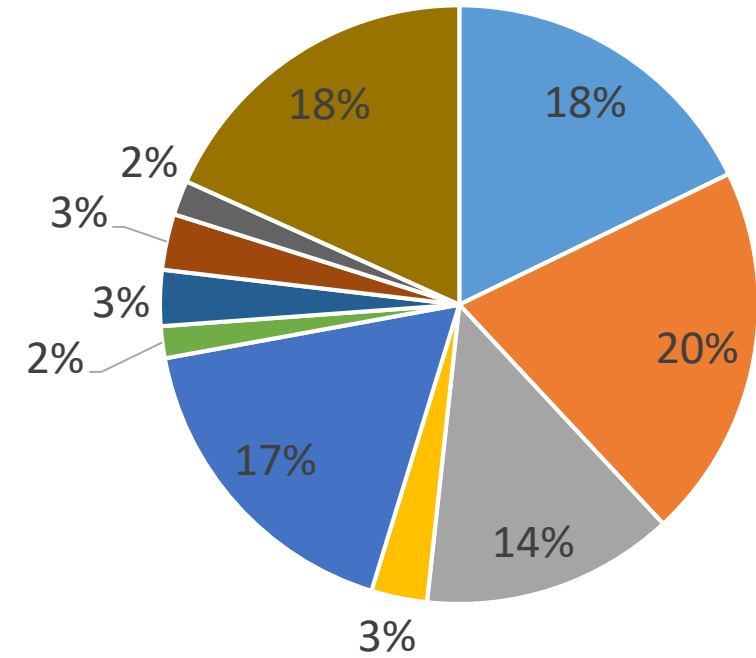


「無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令を制定する政令案」、「航空法施行規則等の一部を改正する省令案」等に関するパブリックコメントの結果

1. 意見募集期間 令和3年10月11日～令和3年11月9日
2. 提出数 356件(企業・団体等を含む)
(電子メール:339件、郵送:17件)
3. 意見数 696件

意見総数

| 項目 | 意見数 |
|----------------|-----|
| 無人航空機の定義拡大 | 124 |
| リモートID機能 | 141 |
| 登録手数料 | 95 |
| 登録記号の表示 | 21 |
| ホビー用無人航空機の扱い | 121 |
| 登録更新期間 | 12 |
| 登録できない無人航空機の扱い | 21 |
| 登録原簿の記載事項 | 21 |
| 施行期日 | 13 |
| その他 | 127 |
| 合計 | 696 |



- 無人航空機の定義拡大
- 登録手数料
- 登録記号の表示
- ホビー用無人航空機の扱い
- 登録更新期間
- 登録できない無人航空機の扱い
- 登録原簿の記載事項
- 施行期日
- その他

パブリックコメントを実施した結果、696件の意見が寄せられた。無人航空機の定義拡大、リモートID機能、登録手数料、ホビー用無人航空機の扱いに関する意見が多く見られた。

1. 無人航空機の定義拡大に関する主な意見

| 意見 | 回答 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none">・<u>100g以上とする根拠</u>は。・諸外国にあわせ<u>250g以上</u>とすべき。 | <p>近年の技術進歩により、<u>200g未満の機体であっても</u>、屋外を安定的に飛行できるとみられるものが<u>市販されています</u>。<u>官民協議会における見直しの議論を経て</u>、登録制度の導入に合わせ、<u>実態に即した重量値に変更</u>するものです。</p> <p>なお、100g以上の機体を既にお持ちの所有者は、目視外等のリスクの高い許可承認が必要な飛行を行わない場合には、<u>機体の登録手続を行うことで</u>、既存の機体を<u>引き続き飛行させることができます</u>。</p> |

2. リモートID機能に関する主な意見

| 意見 | 回答 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none">・<u>軽量の機体や既存の機体</u>には課すべきでない。 | <p><u>義務化(令和4年6月20日)前に事前登録申請手続を済ませた機体</u>については、<u>リモートID機能の搭載義務から外す</u>こととします。</p> |
| <ul style="list-style-type: none">・<u>機体にもともと搭載されている機能を使うように</u>すべき。 | <p><u>技術規格に適合した機能を有する機種</u>であれば、リモートID機器を<u>追加装備する必要はありません</u>。</p> |

3. 登録手数料に関する主な意見

| 意見 | 回答 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">・手数料を<u>減額又は免除</u>すべき。・手数料の<u>使用用途を明確に</u>すべき。 | <p>登録にかかる手数料額は<u>行政における手続事務やシステム構築費等の実費を勘案して定めています</u>。</p> |
| <ul style="list-style-type: none">・<u>機体毎ではなく申請毎</u>に手数料を徴収すべき。 | <p><u>登録する機体数によってかかる実費が異なる</u>ため、機体毎に手数料を徴収します。</p> |
| <ul style="list-style-type: none">・<u>自作機は解体・組立てごとに登録申請及び手数料の支払いが必要</u>になるのか。 | <p>自作機については、<u>解体して再度組み立てる場合や一定の範囲内の改造による組立てを行う場合</u>であれば<u>登録申請は不要</u>です。</p> |

4. 登録記号に関する主な意見

| 意見 | 回答 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">・<u>文字の大きさや表示場所を限定しない</u>でほしい。・QRコードや軽量のシールにすべき。 | 登録記号を明瞭に識別できるようにするため、機体の重量に応じて <u>最低限の文字サイズを規定する</u> こととします。シールや銘板を制作いただく必要はなく、 <u>手書きも認める</u> こととします。 |

5. ホビー用無人航空機の扱いに関する主な意見

| 意見 | 回答 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">・<u>趣味用と産業用は規制を分ける</u>べき。・趣味のラジコン機は登録から除外もしくは負担を軽減すべき。 | 飛行により第三者・物件へ与える <u>危険を考慮して制度設計</u> しており、 <u>用途により規制を区別することは考えていません</u> が、下記のとおり、趣味目的のラジコン機の登録申請手続負担の軽減について、関係者との調整を進めています。 |
| <ul style="list-style-type: none">・ラジコン機の負担軽減に反対。 | 団体やクラブ単位で所有者が管理されていることや、長年の活動の結果、非常に多くの機体を所有すること等の状況を踏まえ、 <u>手続の負担の軽減</u> 等について、 <u>関係者と調整</u> を進めています。 |

6. 登録更新期間に関する主な意見

| 意見 | 回答 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">・有効期間<u>3年は短い</u>のでは。 | <u>一般的な無人航空機の製品寿命や他の輸送機器の例等を参考に3年</u> としています。 |

7. 登録を受けることができない無人航空機に関する主な意見

| 意見 | 回答 |
|--|--|
| <p>・「<u>突起物</u>」、「<u>遠隔操作又は自動操縦による飛行の制御が著しく困難である無人航空機</u>」の<u>詳細</u>が知りたい。</p> | <p>「突起物」については、落下時や飛行中に第三者に接触した際に<u>突き刺さる等の危害を加えうる懸念が想起されるもの</u>を想定しています。</p> <p>「遠隔操作又は自動操縦による飛行の制御が著しく困難である無人航空機」については、<u>操縦操作の伝送が遅れる等により、操縦者のスキルによらず挙動が発散する、通信が不安定で安定的に飛行させられないといったもの</u>を想定しています。</p> |

8. 登録原簿の記載事項に関する主な意見

| 意見 | 回答 |
|--|--|
| <p>・<u>改造の範囲重量10%は少なすぎる。</u></p> | <p>航続距離、飛行高度、強度等に及ぼす影響が大きいため、機体メーカーが認めていない<u>修理・改造等により重量・寸法が10%以上変化したものを原則、変更登録、再登録の対象としています。</u>重量・寸法の変化が<u>10%未満の場合には、機体の素材を変更したり、モーターを取り換えたりしたとしても、変更登録の必要はありません。</u></p> |
| <p>・10%以上の増減が発生する事案が発生した場合、その度に登録し直すという認識で良いか。</p> | <p>直近の登録内容から、機体メーカーが認めていない修理・改造等により<u>重量・寸法が10%変化したものを原則、変更登録、再登録の対象</u>としています。</p> |

9. 施行期日に関する主な意見

| 意見 | 回答 |
|--|---|
| <p>・<u>施行期日が切迫しているため、簡易的方法に見直すか適用範囲を限定すべき。</u></p> | <p>登録者が多数いることを考慮して、<u>令和3年12月20日から事前登録申請の受付を開始するとともに、当該登録制度の周知徹底を図っていきます。</u></p> |
| <p>・<u>リモートID搭載に対するメーカーの対応等を考慮して期日を定めるべき。</u></p> | <p><u>法律に定められた施行期日の範囲内</u>(令和2年6月から2年以内)で、可能な限り時間的猶予を確保した施行期日を定めています。</p> |

10. その他の主な意見

| 意見 | 回答 |
|---|--|
| ・ <u>悪意のある者が</u> テロ目的で無人航空機を使用する場合、この制度は <u>抑止効果がないのではないか</u> 。 | 登録した機体とそれ以外の機体の区別がつくようになることから、 <u>未登録機体を使用したテロ等について一定の抑止効果もあるのではないかと</u> 考えています。 |
| ・ <u>規制をもっと厳しくすべき</u> ではないか。 | 無人航空機の利活用の拡大と安全の確保について、今後も <u>官民で議論しながら、適切に対応していきたい</u> と考えています。 |
| ・ <u>外国人観光客が無人航空機を飛ばす場合</u> 、登録はどのようにするのか。 | 訪日外国人旅行者が入国にあたり無人航空機を持ちこもうとする場合には、 <u>入国前であっても英語でもインターネット経由で手続きが可能</u> です。 |